

§ 1. 工事概要

- 1-1. 土地の形質の変更の種類 : 既存建物の土間基礎解体・土壌の掘削・土留め・埋め戻し、試掘
- 1-2. 形質変更時要届出区域の所在地 : 【住居表示】東京都墨田区錦糸4丁目10番4号
【地番表示】東京都墨田区錦糸4丁目10番12、10番13、10番14、10番15、10番27
- 1-3. 形質変更時要届出区域の面積及び土地の形質の変更の対象面積 : 事業場の敷地面積 738 m²
形質変更時要届出区域の面積 283 m²
土地の形質の変更の対象面積 283 m²
- 1-4. 土地の形質の変更の目的 : 形質変更時要届出区域において、既存建物の土間基礎解体・土壌の掘削・土留め・埋め戻し・試掘を実施する。
- 1-5. 土地の所有者 : 松徳硝子株式会社
東京都荒川区南千住3丁目4番19号
代表取締役 齋藤 能史
- 1-6. 対策工事施工者 : マックスエンジニアリング株式会社
東京都港区虎ノ門5丁目3番2号
代表取締役 澤田 英雄
- 1-7. 土地の形質の変更の実施期間 : 着手日：2021年 2月 8日
完了日：2021年 3月 31日（予定）
- 1-8. 参考法規等 : ①土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
②土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
③土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
④土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年環水大土発号 第100305002号）
⑤土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第3版（平成31年3月 環境省）

添付資料 3. 土地の形質の変更に伴う施工方法の内容

1-1. 施工フロー図

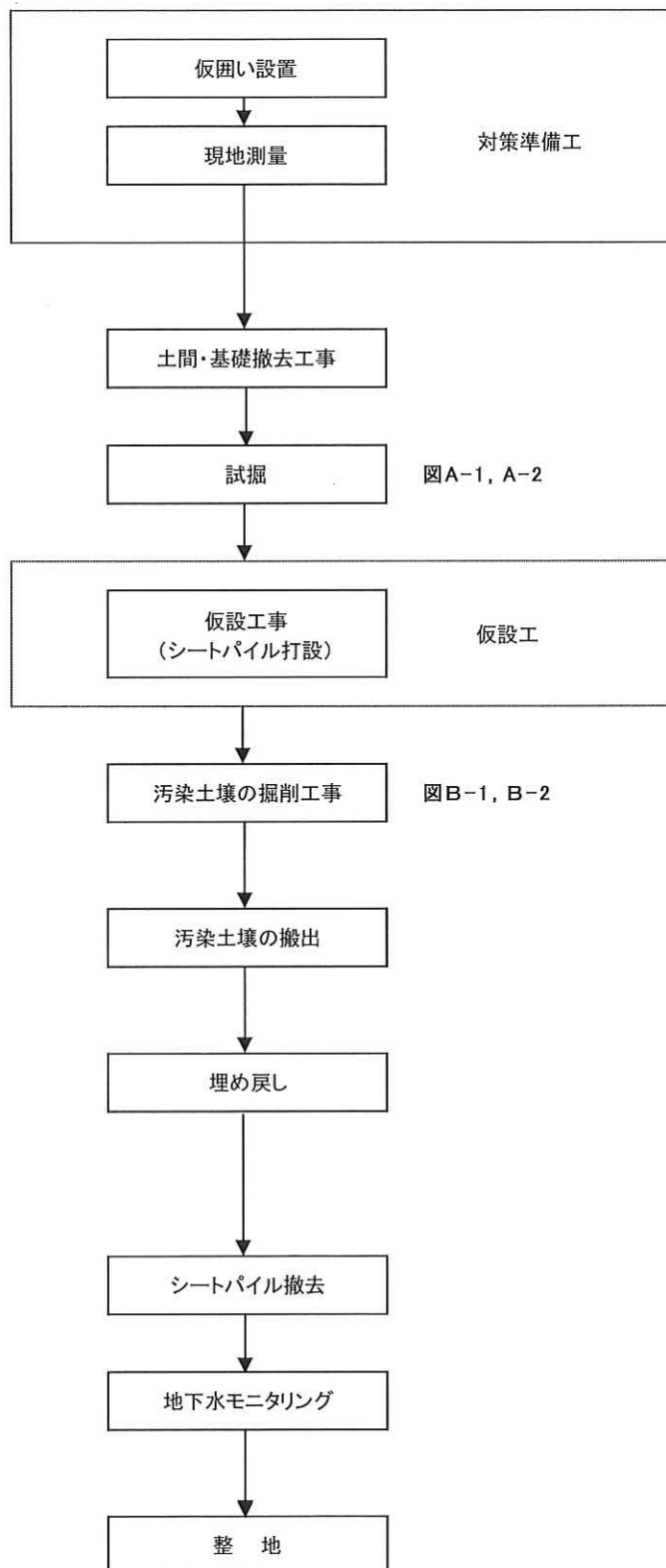
敷地周囲に仮囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止するとともに、一般者の立ち入りを禁止する。

遮水壁(山留工)としてシートパイル(約8.0m迄)を設置する。準不透水層底部までの間隔は、0.5m以上確保する。

掘削は、バックホウ及び人力にて行う。汚染土壌の運搬時には、飛散防止のため荷台をシートにより養生する。セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物による汚染土壌はバラ積みにて運搬する。

掘削後の埋め戻し土砂は、敷地内の基準以下の調査区画から搬入又は、特定有害物質26項目が基準以下であることが確認された計量証明書のある「清浄土」を外部から搬入する。(「環境省告示第6号」に準拠する)

ボーリングを実施し、掘削孔内にスクリーンを取り付けたケーシングを挿入する。地下水位が安定した後ベラーによる揚水(帯水量の3~5倍)を実施し、濁りが無いことを確認し地下水試料を採取する。採取した地下水試料は、速やかに分析室に搬入し、公定法分析を行う。



1-2. 措置の選定の理由

今後の土地利用において地下構造物を構築するため、工事範囲の汚染土壌の除去が必要である。

1-3. 措置の終了後における当該土地の利用方法

土地の形質の変更後は、共同住宅建設予定。

別途 16 条届出予定

1-4. 施工会社

工事施工： マックスエンジニアリング株式会社

東京都港区虎ノ門 5 丁目 3 番 2 号

TEL：03-5425-1238 FAX：03-5425-1239

1-5. 汚染土壌の搬出先

五洋建設株式会社 市川土壌再利用センター（不溶化・分別等処理施設）

許可番号：第 0781001002 号

所在地：千葉県市川市千鳥町 14 番地

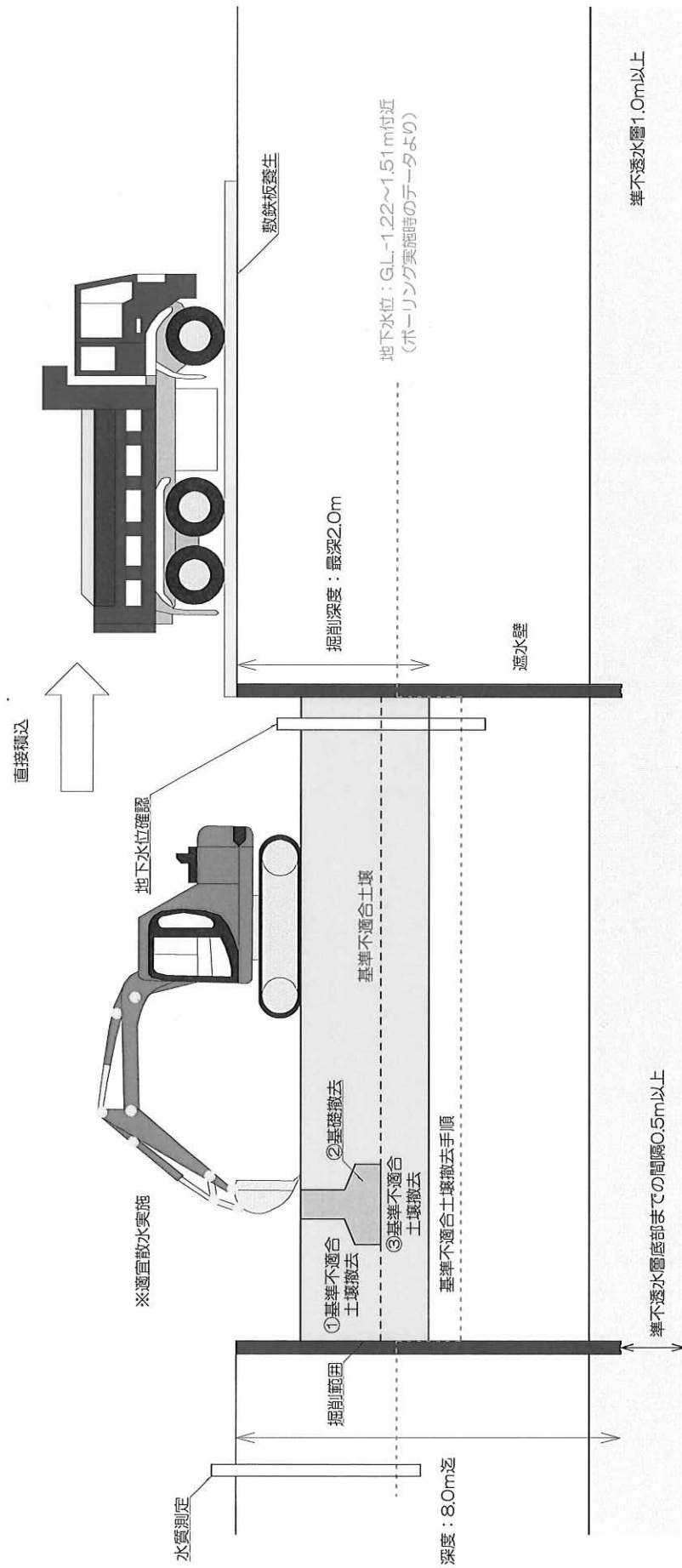
泉工業株式会社 市川リサイクルセンター（分別等処理施設）

許可番号：第 0780001001 号

所在地：千葉県市川市二俣新町 22-1

※別途、法第 16 条の届出予定

土地の形質の変更の施工方法を明らかにした断面図



※土地の形質の変更が終了するまでの間、遮水壁により囲まれた場所の土地の地下水位は、外部の地下水位と同じか、又は低く維持するものとする。
 ※土地の形質の変更が実施された後は、実施指圖において行うこととされている地下水モニタリングを適切に実施する。

添付資料 4. 掘削土量集計表

1-1. 土壤汚染対策工事

単位区画名	汚染状態	措置の方法	面積 (㎡)	汚染土壌 掘削深度 (m)	汚染土壌層厚 (m)	対策土量 (㎡)
1-1	鉛及びその化合物（含有） 砒素及びその化合物（溶出）	掘削除去	100	0.00～1.25	1.25	125
1-4	鉛及びその化合物（含有） 砒素及びその化合物（溶出）	掘削除去	100	0.00～2.00	2.00	200
2-2	砒素及びその化合物（第二溶出） 砒素及びその化合物（含有） 鉛及びその化合物（含有） セレン及びその化合物（溶出）	掘削除去	83	0.00～1.25	1.25	103.75
	砒素及びその化合物（溶出） 鉛及びその化合物（含有） セレン及びその化合物（溶出）	掘削除去		1.25～2.00	0.75	62.25
形質変更を実施する区域の合計			283			491

添付資料 5. 環境保全対策

1-1. 騒音・振動対策

重機はすべて低振動低騒音型建設機械を使用する。不必要なエンジン音は極力避けて騒音の発生を防ぎ、周囲に迷惑をかけない様に十分に注意をして作業する。また、全作業員が十分に気を付けて事故、苦情のない様にする。

工事中の騒音・振動を伴う作業においては、公害防止条例等関係法規を遵守し、騒音・振動の低減に努める。

1-2. 粉塵対策

1-2-1. 飛散防止

土壌の掘削時には汚染土壌の飛散等を防止するため、敷地周囲に仮囲いを設置する。

ダンプ走路には敷き鉄板を設置し、積込の際には散水などの適切な対策により、飛散防止に努める。

1-2-2. 飛散土壌

施工により飛散した土壌等は乾燥後に粉塵の元となるため、直ちに清掃する。

試掘土壌を仮置きする際は、フレキシブルコンテナバッグに詰込み、シートにて養生を行う。

1-3. 転落防止

掘削箇所は、転落防止のため、カラーコーン若しくはトラロープ等で明確にし、周辺住民の立ち入り禁止措置を行う。

1-4. 作業員安全対策

作業員は、汚染土壌の接触がないように長袖長ズボン作業服、手袋を使用する。また、作業環境により粉塵吸引が考えられる場合には防塵マスクを着用する事とする。

1-5. 湧水対策

掘削時に地下水と接触する場合は、地下水位を下げるために水中ポンプで汲み上げ、集水施設（沈殿処理タンク）にて土壌粒子と水を分離する。土壌粒子は乾燥後に回収し、汚染土壌として処分する。

水は公定法分析を行い、下水排除基準以下であることを確認し、公共下水道へ排水する。

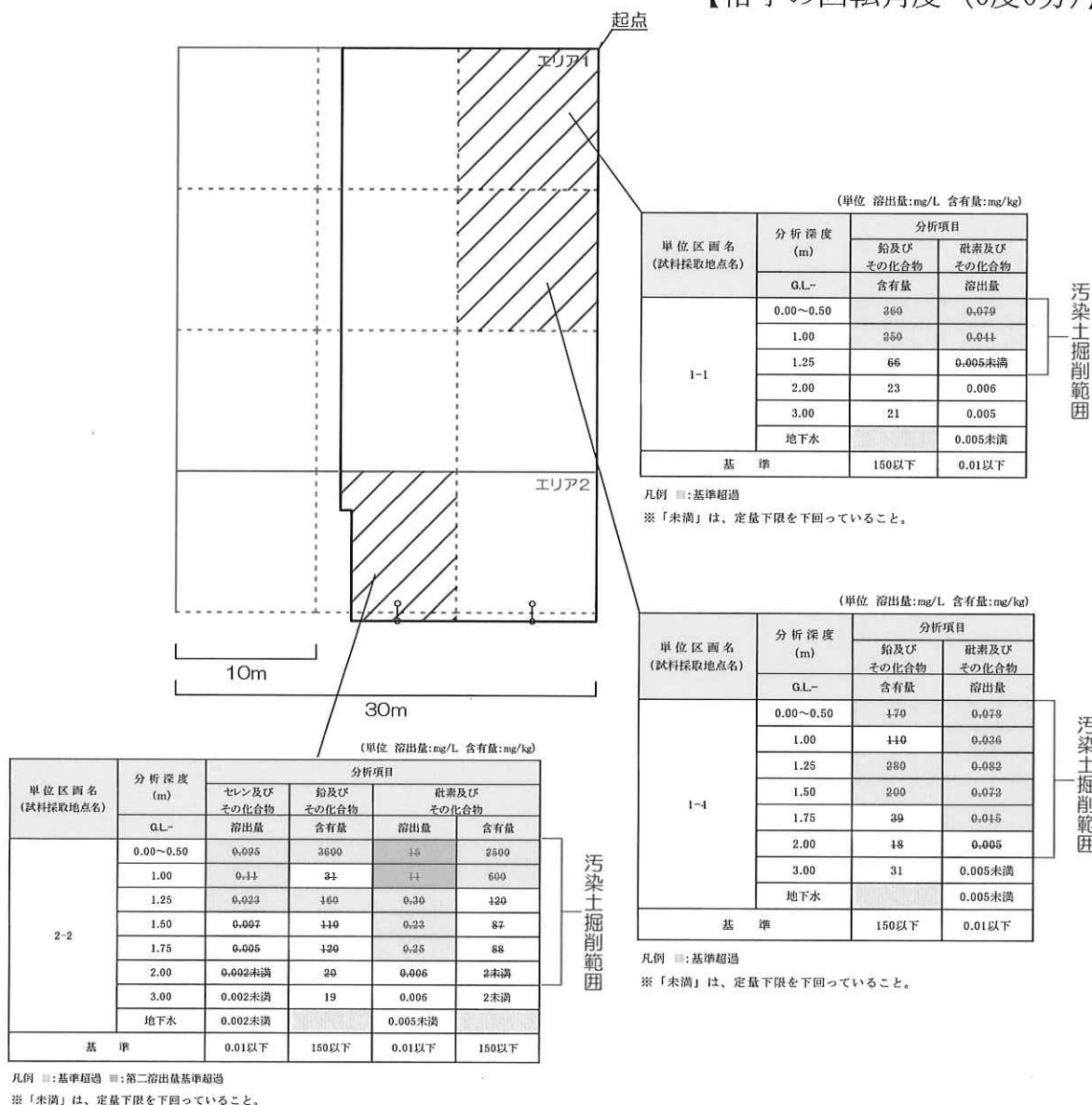
土地の形質の変更の終了後における 当該土地の利用方法を明らかにした図面

所 在 : 東京都墨田区錦糸4丁目10番12、10番13、10番27の各一部

S = 1 : 500



【格子の回転角度 (0度0分)】



単位区画番号

3	2	1
6	5	4
9	8	7

凡 例	
	調査対象地
	30m格子
	単位区画
	統合区画 (130m以下)
	清浄土に埋め戻された範囲
	形質変更時要届出区域

工事概要

- 1-1. 土地の形質の変更の種類 : 既存建物の土間基礎解体・土壌の掘削・土留め・埋め戻し、試掘
- 1-2. 土地の形質の変更の場所 : 【住居表示】東京都墨田区錦糸4丁目10番4号
【地番表示】東京都墨田区錦糸4丁目10番12、10番13、10番27の各一部
- 1-3. 汚染土壌の体積 : 491 m³ (汚染土壌の面積: 283 m²)
- 1-4. 汚染土壌の搬出等の期間 : 汚染土壌の搬出の着手予定日 2021年 2月 1日
汚染土壌の搬出完了予定日 2021年 3月 31日
汚染土壌の運搬完了予定日 2021年 3月 31日
汚染土壌の処理完了予定日 2021年 4月 30日
- ※汚染土壌の運搬は、要措置区域等外へ搬出した日から、運搬、積替え及び保管を含めて30日以内に終了する。
なお、再処理汚染土壌処理施設への2次運搬である場合には、汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から30日以内に運搬を終了する。
- 1-5. 対策工事施工者 : マックスエンジニアリング株式会社
東京都港区虎ノ門5丁目3番2号
代表取締役 澤田 英雄
- 1-6. 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 : 五洋建設株式会社 市川土壌再利用センター
許可番号: 市川市第 0781001002 号
千葉県市川市千鳥町14番地
処理方法: 浄化等(不溶化)・分別等処理施設
- 泉工業株式会社 市川リサイクルセンター
許可番号: 市川市第 0780001001 号
千葉県市川市二俣新町22-1
処理方法: 分別等処理施設
- 1-7. 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 : 大煌工業株式会社
所在地: 埼玉県川口市並木4丁目15番6号

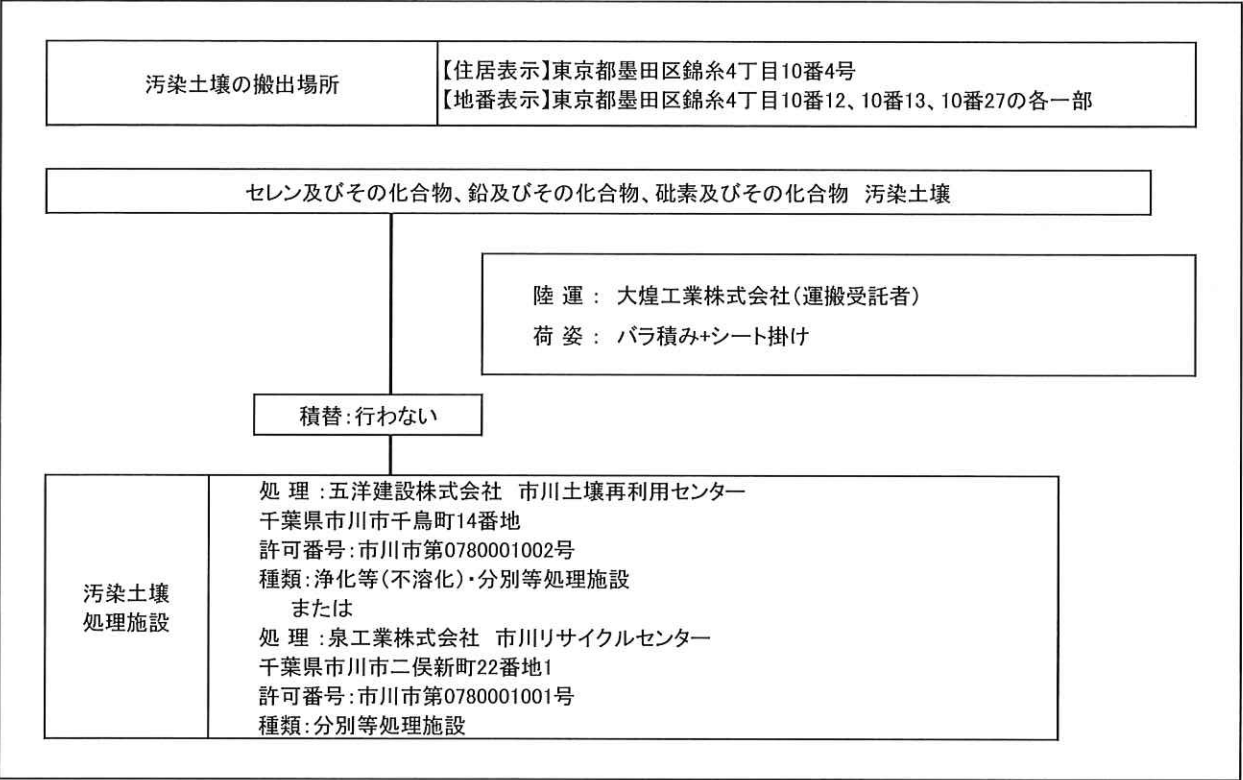
1-8. 汚染土壌を処理する施設の
所在地 : 五洋建設株式会社 市川土壌再利用センター
許可番号 : 市川市第 0781001002 号
千葉県市川市千鳥町 14 番地
処理方法 : 浄化等 (不溶化) ・ 分別等処理施設

泉工業株式会社 市川リサイクルセンター
許可番号 : 市川市第 0780001001 号
千葉県市川市二俣新町 22-1
処理方法 : 分別等処理施設

1-9. 参考法規等 : ①土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
②土壌汚染対策法施行令 (平成 14 年政令第 336 号)
③土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号)
④土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の
土壌汚染対策法の施行について
(平成 22 年環水大土発号 第 100305002 号)
⑤汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改訂第 4 版
(平成 31 年 3 月 環境省)

添付資料 3. 汚染土壌の運搬の方法

3-1. 運搬フロー図



3-2. 運搬体制

大煌工業株式会社
埼玉県川口市並木 4 丁目 15-6

※協力会社の一覧は、別添「汚染土壌の運搬の用に供する自動車等に関する書類」参照。

3-3. 運搬等の方法

①運搬に伴う有害物質等の飛散等及び地下浸透を防止するための措置

- 掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。なお、汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。
- 自動車への積み込み作業中に散水を行います。
- 自動車の荷台全面を浸透防止シートで覆います。
- 雨天時や強風時は、現場での積み込み作業を中止します。

②運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置

- 積み込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。
- 積み込み時に悪臭がないことを確認します。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れて運搬します。
- 使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を順守します。

③緊急時の対応

- ・事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。
- ・緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。

④自動車等及び運搬容器の構造

- ・汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面を浸透防止シートで覆います。

⑤運搬用に供する自動車等への表示等

- ・使用する自動車の外側の両面に、縦横5cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行います。
- ・汚染土壌を運搬中の自動車には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。

⑥運搬の過程における汚染土壌とその他の物との混合

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。

⑦運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別

- ・運搬の過程において、分別行為は行いません。

⑧異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との区分

- ・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行いません。
(使用する自動車は、当該要措置区域等における汚染土壌の運搬を専属とします。)

⑨汚染土壌の引渡し

- ・汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した、五洋建設株式会社 市川土壌再利用センター及び 泉工業株式会社 市川リサイクルセンターでのみ行います。

⑩汚染土壌の運搬の期限

- ・汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了します。

搬出完了予定日：2021年3月31日

運搬完了予定日：2021年3月31日

⑪汚染土壌の管理票の交付又は回付

- ・汚染土壌運搬契約において、管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認するとともに、自動車登録番号、運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付します。

⑫運搬の委託

- ・汚染土壌の運搬を他人に委託しないこととします。